

青森県報

号外第四十号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目次

公営企業

- 青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……一
- 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……一
- 青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程……………(総務院局) ……二
- 青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程……………(同) ……六
- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……〇
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(同) ……〇
- 青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……三
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……三

公 営 企 業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「(日)雇用職員を除く。」を削る。

第二十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四第六号中「(日)雇用職員を除く。」を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第八号を削り、同条第九号を同条第八号に改める。

第三十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百二十七条第一項第十五号を次のように改める。

十五 契約不適合責任

第二百二十九条第一号中「契約者の責めに帰する理由により」を削り、同条第三号中「年二・七パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。

別表第一工業用水道事業費用の款営業費用の項配水及び給水費の日賃金の節を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程 第一号

青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する病院局に勤務する非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員として任用されるものをいう。以下同じ。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤職員の任用を行う場合)

第二条 非常勤職員の任用は、当該職が一定期間継続した勤務を要し、かつ、相当の期間任用される職員を就けるべき業務以外の業務に従事するものであるときに行うものとする。

(非常勤職員の区分及び定義)

第三条 非常勤職員は、パートタイム非常勤職員及びフルタイム非常勤職員に区分し、それぞれの定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一 パートタイム非常勤職員 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員であつて、任用期間が会計年度を超えない範囲内で、かつ、その一週間当たりの通常の勤務時間が二十九時間（病院事業管理者が指定する業務又は職に従事する者にあつては三十五時間）を超えない範囲内で任用される者

二 フルタイム非常勤職員 地方公務員法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員であつて、任用期間が会計年度を超えない範囲内で、かつ、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間で任用される者

(職名)

第四条 非常勤職員の職名は、非常勤事務員、非常勤技術員、非常勤技能員及び非常勤労務員とする。

(年間任用計画の作成)

第五条 運営部長及びつくしが丘病院運営室長（以下「運営部長等」という。）は、四月一日から翌年三月三十一日までの間に、非常勤職員の任用を必要とする場合は、毎年三月十五日までに年間任用計画書（第一号様式）により非常勤職員の年間任用計画を作成しなければならない。

2 運営部長等は、前項の規定により作成した年間任用計画の一部を変更しようとするときは、年間任用計画一部変更計画書（第一号様式）によらなければならない。

(非常勤職員の任用)

第六条 非常勤職員の任用は、前条に規定する年間任用計画に基づき、その範囲内で行わなければならない。

2 非常勤職員の任用は、運営部長等が任用通知書（第二号様式）を交付して行うものとする。

(条件付採用期間)

第七条 非常勤職員の採用は、全て条件付のものとし、非常勤職員がその職において一月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、採用後一月間における実際に勤務した日数が十五日に満たない非常勤職員については、その日数が十五日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が十五日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

3 正式採用のための手続等については、別に定めるところによる。

(任用期間の更新)

第八条 非常勤職員の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該非常勤職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前項の規定による非常勤職員の任期の更新は、運営部長等が任用期間更新通知書（第三号様式）を交付して行うものとする。

(公募によらない再度の任用)

第九条 非常勤職員として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、病院局長が別に定める場合を除き、二回に限るものとする。

2 第七条の規定は、前項の規定により非常勤職員を再度任用する場合について準用する。

(人事評価)

第十条 非常勤職員の人事評価については、別に定めるところによる。

(退職)

第十一条 非常勤職員が任用期間の途中で退職する場合の退職の承認は、運営部長等が退職承認通知書(第四号様式)を交付して行い、直ちにその写しを病院事業管理者に提出しなければならない。

(施行事項)

第十二条 この規程の施行について必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

2 青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号)は、廃止する。

第1号様式(第5条関係)

年間任用計画(一部変更計画)書
(年度)

課等の名称

支出科目	予算の状況						任用計画										備考								
	区分	番号	種類	人数	単価(円)	単価種類	予算額(千円)	配置先	職名	従事させようとする業務の内容	任用期間				勤務日数(D)			勤務時間(h)							
											月	日	～	月	日	1ヵ月		1週間	1週間	1日					
〇〇費	当初予算		会計年度(フル) 会計年度(パート・35h) 会計年度(パート・29h)			月額 日額 時給 1回あたり																			
〇〇費	月補正		会計年度(その他)																						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

（運営部長等）



任 用 通 知 書

あなたを下記により任用することになりましたので通知します。

記

1 職名

2 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 任用の更新の有無 [更新する場合があり得る ・ 更新はしない]
更新は、次のいずれかにより判断する。
[・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力]
[・経営状況 ・業務の進捗状況 ・その他 ()]

4 公募によらず再度の任用を行うことに関する事項
(1) 公募によらず再度の任用を行うことの有無 [任用はしない]
[任用する場合があり得る ・任用はしない]
(2) 公募によらず再度の任用を行うことの判断基準
[・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力]
[・経営状況 ・業務の進捗状況 ・その他 ()]

5 勤務場所

6 勤務内容

7 勤務時間等に関する事項
(1) 勤務日（週休日）
(2) 勤務時間及び休憩時間
(3) 時間外勤務の有無
(4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

8 給与に関する事項 別に交付する書面に記載するとおり

9 社会保障等

(1) 社会保障等の適用対象
[地方職員共済 厚生年金保険 健康保険 公務災害補償
労働者災害補償保険 その他 ()]
(2) 雇用保険の適用 [有 ・ 無]

10 退職に関する事項

(1) 2及び3の任用期間の満了に伴い、退職となる。
(2) 免職事由及び手続
① 地方公務員法第28条及び職員の分限に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号）の規定による。
② 地方公務員法第29条の規定による。

11 その他の勤務条件 病院局職員就業規程に定めるところによる。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

殿

(運営部長等) 印

任 用 期 間 更 新 通 知 書

下記によりあなたの任用期間を更新することになりましたので通知します。

記

1 更新任用期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 更新任用期間の終了後の任用期間の更新の有無に関する事項

(1) 更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 更新はしない]

(2) 更新の判断基準 更新は、次のいずれかにより判断する。

- ・ 任用期間満了時の業務量
- ・ 勤務成績、態度
- ・ 能力
- ・ 経営状況
- ・ 業務の進捗状況
- ・ その他 ()

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第11条関係)

年 月 日

殿

(運営部長等) 印

退 職 承 認 通 知 書

年 月 日で退職することを承認します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号)第四条に規定する病院局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の三、同法第二十六條の六第七項及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年七月青森県条例第六十八号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第九条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十一号。以下「育児休業法」という。)第六条第一項の規定により臨時的に任用する職員(以下「臨時的任用職員」という。)の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行う場合)

第二条 臨時的任用は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 職員の任用に関する規則(昭和五十年四月人事委員会規則六一一五)第四十一条に規定するとき

二 地方公務員法第二十六條の六第七項に規定するとき

三 育児休業法第六條第一項に規定するとき

(臨時的任用職員の区分及び定義)

第三条 臨時的任用職員は、期限付臨時職員、配偶者同行休業代替臨時職員及び育児休業代替臨時職員に区分し、それぞれの定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一 期限付臨時職員 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により、任用期間が六月を超えない期間の臨時の職に任用される者

二 配偶者同行休業代替臨時職員 地方公務員法第二十六條の六第七項及び配偶者同行休業条例第九條第一項の規定により、配偶者同行休業をしている職員の代替として当該配偶者同行休業の期間の範囲内で一年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

三 育児休業代替臨時職員 育児休業法第六條第一項の規定により、育児休業をし

ている職員の代替として当該育児休業の期間の範囲内で一年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

(職名)

第四条 臨時的任用職員の職名は、臨時事務員、臨時技術員、臨時技能員及び臨時労働員とする。

(年間任用計画の作成)

第五条 運営部長及びつくしが丘病院運営室長(以下「運営部長等」という。)は、四月一日から翌年三月三十一日までの間に、臨時的任用職員の任用を必要とする場合は、毎年三月十五日までに年間任用計画書(第一号様式)により臨時的任用職員の年間任用計画を作成しなければならない。

2 運営部長等は、やむを得ない理由により、前項の規定により作成した年間任用計画の一部を変更しようとするときは、年間任用計画一部変更計画書(第一号様式)によらなければならない。

(臨時的任用職員の任用)

第六条 臨時的任用職員の任用は、前条に規定する年間任用計画に基づき、その範囲内で行わなければならない。

2 臨時的任用職員の任用は、運営部長等が任用通知書(第二号様式)を交付して行うものとする。

(任用期間の更新)

第七条 期限付臨時職員の任用期間は、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

2 配偶者同行休業代替臨時職員及び育児休業代替臨時職員の任用期間は、当該休業の期間の範囲内で、任用の当初から起算して一年を超えない期間で更新することができる。

3 前二項の規定による臨時的任用職員の任用期間の更新は、運営部長等が任用期間更新通知書(第三号様式)を交付して行うものとする。

(人事評価)

第八条 臨時的任用職員の人事評価については、別に定めるところによる。

(退職)

第九条 臨時的任用職員が任用期間の途中で退職する場合の退職の承認は、運営部長等が退職承認通知書(第四号様式)を交付して行い、直ちにその写しを病院事業管理者に提出しなければならない。

(施行事項)
 第十条 この規程の施行について必要な事項は、病院事業管理者が定める。
 附 則
 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

第1号様式 (第5条関係)

年間任用計画 (一部変更計画) 書
(年度)

課等の名称

支出科目	予算の状況						任用計画											備考		
	区分	番号	種類	人数	単価 (円)	単価種類	予算額 (千円)	配置先	職名	従事させようとする業務の内容	任用期間				勤務日数 (D)		勤務時間 (h)			
											月	日	～	月	日	1ヵ月	1週間		1週間	1日
〇〇費	当初予算		期限付臨時 配偶者同行休業 育児休業			月額 日額 時給 1回あたり		臨時事務員 臨時技術員 臨時技能員 臨時労務員												
〇〇費	月補正																			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

殿

（運営部長等） 印

任 用 通 知 書

あなたを下記により臨時的に任用することになりましたので通知します。

記

1 職名

2 任用期間

年 月 日から
年 月 日まで

3 任用の有無 [更新する場合があり得る・更新はしない]

更新は、次のいずれかにより判断する。
〔 ・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力
・経営状況 ・業務の進捗状況 ・その他（ ） 〕

4 勤務場所

5 勤務内容

6 勤務時間等に関する事項

- (1) 勤務日（週休日）
- (2) 勤務時間及び休憩時間
- (3) 時間外勤務の有無
- (4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

7 給与に関する事項
別に交付する書面に記載するとおり

8 社会保障等

- (1) 社会保険等の適用対象
〔地方職員共済 厚生年金保険 健康保険 公務災害補償
労働者災害補償保険 その他（ ）〕
- (2) 雇用保険の適用 [有 ・ 無]

9 退職に関する事項

- (1) 2及び3の任用期間の満了に伴い、退職となる。

(2) 免職事由及び手続

- ① 地方公務員法第28条及び職員の特例に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号）の規定による。
- ② 地方公務員法第29条の規定による。

10 その他の勤務条件 病院局職員就業規程に定めるところによる。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

殿

(運営部長等) 印

任 用 期 間 更 新 通 知 書

下記によりあなたの任用期間を更新することになりましたので通知します。

記

1 更新任用期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 更新任用期間の終了後の任用期間の更新の有無に関する事項

(1) 更新の有無 [更新する場合があり得る ・ 更新はしない]

(2) 更新の判断基準 更新は、次のいずれかにより判断する。

- ・ 任用期間満了時の業務量
- ・ 勤務成績、態度
- ・ 能力
- ・ 経営状況
- ・ 業務の進捗状況
- ・ その他 ()

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第9条関係)

年 月 日

殿

(運営部長等) 印

退 職 承 認 通 知 書

年 月 日で退職することを承認します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第一条第三号」を「第一条第二号」に改める。

第六条第三項中「循環器科及び心臓血管外科」を「循環器内科、心臓血管外科及び心大血管リハビリテーション科」に改める。

第十八条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 青森県病院事業条例第三条の規定による使用料の全部又は一部の免除に関すること。

第二十八条中「経営企画室長」を「総務課長」に改める。

第三十一条ただし書きを削る。

別表第一中央病院の項中

循環器センター

センター長、副センター長、科に部長及び副部長

を

循環器センター

センター長、副センター長、科に部長、保険診療管理監及び副部長

に改め

る。

別表第二災害医療管理監の項の次に次のように加える。

保険診療管理監

保険診療の連携及び特に命ぜられた事務に従事する。

別表第三中

主幹

特定の事務を掌理する。

主幹看護師

を

主幹 特定の事務を掌理する。

医事専門官

主幹看護師

に改め

る。

別表第四運営部長の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表つくしが丘病院運営室長の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項の第四号中「執行」の下に「、落札者（契約の相手方を含む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成」を加え、同項の第十号中「、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年等における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を削り、同表第四課長等（つくしが丘病院運営室に係るものに限る。）の項の第四号中「執行」の下に「、落札者（契約の相手方を含む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成」を加え、同項の第九号中「、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を削り、同表経営企画室長の項を削り、同表庶務担当課長の項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

- 一 運営部の課長（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の時間外勤務命令（運営部長の専決に係るものを除く。）に関すること。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一

部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号)の定めるところによる。」を「非常勤職員(青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程(令和二年三月青森県病院事業管理規程第一号)第一条に規定する非常勤職員をいう。)及び臨時的任用職員(青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程(令和二年三月青森県病院事業管理規程第二号)第一条に規定する臨時的任用職員をいう。以下同じ。)」に改める。

第二十六条第一項中「三十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第五項中「青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の運用方針(次項において「運用方針」という。)」を「青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程の運用方針」に改め、同条第六項中「運用方針別紙第二」を「青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程の運用方針別紙第一」に改める。

第二十六条の二中「第三十九条第三項」を「第三十九条第五項」に改める。

第二十九条の二第二項中「労働基準法の」を「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は地方公務員災害補償法」に改める。

第二十九条の三中「非常勤職員等」を「パートタイム非常勤職員(青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程第三号に規定するパートタイム非常勤職員をいう。第六十四条において同じ。)」に改める。

第三十七条中「(非常勤職員等を除く。)」を削る。

第五十九条第一項中「この節」の下に「(第六十四条を除く。)」を加える。

第六十二条第三項中「青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程」を「青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程及び青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程」に改める。

第六十四条中「職員」の下に「(パートタイム非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 パートタイム非常勤職員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、管理者に対し、営利企業への従事等の届出(第二十八号様式)により、その概要を届け出なければならない。

3 管理者は、前項の届出の内容を確認した上で、当該パートタイム非常勤職員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。
第二十七号様式の次に次の一様式を加える。

第 2 8 号様式 (第 6 4 条関係)

青森県病院事業管理者 殿

年 月 日

所 属
職氏名

㊟

営利企業への従事等の届出

下記の営利企業の従事等について届け出ます。
なお、下記の営利企業への従事等により、青森県職員の信用失墜につながる行為はしな
いことを誓います。

記

兼業先	名称	
	所在地	
業務内容	電話番号	
	雇用形態	常勤 ・ 非常勤 (いずれかを○で囲む)
従事する業務	雇用契約期間	年 月 日から 年 月 日
	勤務日	日・月・火・水・木・金・土 (勤務日を○で囲む)
勤務時間	週 () 日	月 () 日
	時 分から 時 分まで	週 () 時間

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

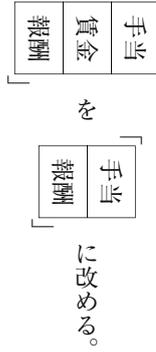
青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表費用の部の表中



附則

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県病院事業財務規程別表費用の部の表の規定は、令和二年度以後の事業年度に係る会計事務の処理について適用し、令和元年度以前の事業年度に係る会計事務の処理については、なお従前の例による。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項本文中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第一号中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

別表第五のアの表中

「経営企画室長」を「経営企画室長 総務課長」に、「副参事 総務課長」を「副参事」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭